

# 入院時食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の基準を満たし、食事を提供しています。

- 管理栄養士によって管理された食事を提供しています。
- 患者の年齢、病状によって適切な食事を提供しています。
- 適時(夕食は午後 6 時以降)・適温で食事を提供しています。

## 入院時食事療養費の標準負担額(自己負担額)について

入院中の食事にかかる費用のうち、  
下表の標準負担額(自己負担額) が掛かります。

区 分			標準負担額 (1食あたり)
70 歳未満 の方	一般の方 (下記以外の方)		4 9 0 円
	住民税非課税世帯	過去 12 ヶ月の入院日数が 90 日以下	2 3 0 円
		過去 12 ヶ月の入院日数が 91 日以降	1 8 0 円
70 歳以上 の方	一般の方 (下記以外の方)		4 9 0 円
	住民税非課税世帯 (低所得Ⅱ)	過去 12 ヶ月の入院日数が 90 日以下	2 3 0 円
		過去 12 ヶ月の入院日数が 91 日以降	1 8 0 円
	住民税・低所得非課税世帯 (低所得Ⅰ)		1 1 0 円

◎ 入院時食事療養費は、1 食あたりの負担となります。

◎ 低所得者については標準負担額の減免制度があります。

・70 歳未満で住民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」の申請を行って下さい。

・70 歳以上で低所得者Ⅰ 又はⅡの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を行って下さい。

・認定証は、必ずご提示ください。